

# り災状況申告書



組合員証 記号 番号	9098 90999	組合員名 氏名	共済 太郎		所属機関名	〇〇町役場	
り災の場所 (該当記号に〇印)	ア 組合員が居住する住居 (住所 熊本市東区健軍1-5-3) イ 被扶養者が居住する住居 (住所 )						
り災年月日 (午前 5 時 30 分頃)	平成26年7月12日	組合員と同居 している家族 の総数	5 名	組合員と別居 している被扶 養者の総数	0 名		
住居の構造 及び面積等	(構造) 該当項目に〇印 木造・コンクリート造・ その他( )	(面積) 130 m <sup>2</sup>	住居の種別	持ち家 1戸建・マンション) 賃貸(借家・アパート等・間借) その他( )			
り災の状況 及びその顛末	川が氾濫し、住居付近一帯が車が走行不能になるほど水が溢れ、住居の床上50cmまで浸水した。浸水は短時間で急激に起こったため、家具その他の電化製品等の家財の異動が間に合わず、ほとんどが水濡れにより使用不能となった。 また、通勤に使用していた共済太郎名義の購入後半年の自家用車が、激しい水流により自宅駐車場から流出し、発見されたときはボコボコに変形しエンジンも始動せず、修理できない状況であったため、やむなく廃車処分とした。 築15年の住居についても、水濡れによる畳の全損・壁紙の剥離等の被害を受けた。						
り災前の住居の時価見 積額(被扶 養者宅を含 む)	固定資産税の評価額 を記入してください。 7,000,000 円	B り災前の全家財 の時価見積額 (被扶養者分を含む)	家具	1,500,000 円	合計(A+B)		
			家電	500,000 円	14,650,000 円		
			衣類	650,000 円			
			その他	5,000,000 円			
			合計D	7,650,000 円			
住居の損害の程度 (該当するものに〇印)	全部・1/2以上・1/3以上・1/3未満						
家財の損害の程度 (該当するものに〇印)	全部・半分以上・1/3以上・1/3未満						
住居の損害に関する事項				家財の損害に関する事項			
損害箇所	住居全体に対する損害箇所の占める割合(%)	り災前の時価見積額に対する損害額(円) A×B	備考	品目 (損害があった家財のみ記載)	り災前の時価見積額 数量	り災前の時価見積額 に対する損害額 数量	備考 (購入年月等)
屋根葺	5%	350,000		家具 ダンス	1 50,000	1 50,000	平成15年6月購入
屋根板	5%	350,000		家具 勉強机	1 30,000	1 30,000	平成17年6月購入
床板	15%	1,050,000					
畳	5%	350,000		家電 テレビ	1 150,000	1 150,000	平成24年6月購入
壁	10%	700,000		家電 冷蔵庫	1 200,000	1 200,000	平成24年6月購入
襖・障子	5%	350,000		家電 洗濯機	1 100,000	1 100,000	平成24年6月購入
		0					
				衣類	35 500,000	20 50,000	
				その他 通勤用自動車	1 2,500,000	1 2,500,000	平成23年12月購入
合計C	45%	3,150,000	45.0%	合計	3,530,000	E 3,080,000	40.3%

被扶養者であるかどうかを問わず、世帯全員の員数を記載してください。

別居している被扶養者の員数です。別居被扶養者と同居している者で、組合員の被扶養者でない者は含めないでください。

被害に遭わなかった家具を含め、り災前の全家財について、おおよその時価見積額(該当家財が中古商品として売買される場合の価格を参考にしてください。)を記入してください。購入時の金額ではありませんのでご注意ください。

損害の程度は、「り災前の時価見積に対する損害額」を「り災前の時価見積額」で除した割合が該当するものに〇印をつけてください。この事例では、住居に損害率が45%、家財の損害率が40.3%となり、ともに「1/3以上」に〇印をつけて提出することになります。

左記の品目(全体)のり災前の時価金額を記載してください。

左記の品目が部分的に損傷した場合は、部分的な損傷にかかる損害額を記載してください。全体が損傷した場合は「り災前の時価見積額」と同じになります。

現に損害を受けた箇所のみ、実損害割合を記載してください。(今回損害がなかった部分は含めない)

<お願い>  
品目の枠が足りない場合は、もう一部申告書を印刷して記載してください。

年 月 日  
上記のとおり相違ないことを証明します。

所属所長

(注) 1. 家財のり災前の時価見積額欄の家具は筆筒や茶碗、本棚、下駄箱、寝具、テレビ、洗濯機、炊事道具等の主要なものとします。  
2. 屋根葺の「備考」欄はその種類(瓦、トタン等)及び数量を、それ以外の箇所についても、数量、面積等を記入してください。  
3. 家財の損害欄については、別紙明細書がある場合は、その明細書を添付していただくことで記載を省略することができます。